神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府においては、平成29年6月9日、「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」について、閣議決定を行った。

この中で、最低賃金の引き上げについては、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮していくことで、全国加重平均が1,000円となることを目指しており、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行うとしている。

一方、日本労働組合総連合会における平成30年春闘は、「底上げ、格差是正、大手追従・大手準拠からの脱却」をキーワードとして、5年連続での2%台の賃上げがなされ、金額・率ともに昨年同時期を上回っているが、平成29年度の神奈川県最低賃金の水準は956円と、この水準を年収換算すると約199万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準となっている。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要と考える。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
- 3 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃 金引上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣総務 大臣 年労働大臣 神奈川労働局長

あて